

## 平成23年度第2回新居浜市障がい者自立支援協議会会議録

- 1 日 時 平成23年10月31日（月）13：30～14：10
- 2 場 所 新居浜市役所41会議室（4階）
- 3 出席者 委員 13名（欠席者 3名）  
事務局 4名
- 4 傍聴者 1名
- 5 協議題 （1）新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画案の骨子について  
（2）その他

事務局	<p>定刻が参りましたので、ただいまから、平成23年度第2回新居浜市障がい者自立支援協議会を開催いたします。</p> <p>議事の進行は、設置要綱の規定により委員長が議長となりますので、委員長、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>委員の皆様には大変お忙しい中、平成23年第2回新居浜市自立支援協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の議題は、お手元の会次第のとおり、協議題（1）新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画案の骨子について、（2）その他、となっております。議事が円滑に進行できますよう、委員の皆さんのご協力をお願いいたします。それでは、協議題（1）新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画案の骨子について、事務局より報告をお願いします。</p> <p>（1）新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画案の骨子について</p>
事務局	<p>それでは、障がい者計画・障がい福祉計画の骨子案を説明いたしますが、まず資料の1. ①自立支援給付事業の見込みと実績量についてをご覧ください。平成21年度から今年度までの見込量とそれに対する実績を載せておりますのでそれについて検証させていただきます。訪問系サービスにつきましては、第1期での実績から見込みました第2期の数値より8割程度の実績でありました。日中活動系サービスにつきましては、生活介護が見込みほど伸びはありませんでしたが、今年度が新体系移行の最終年となっておりますことから次期計画では第2期を参考に見込を検討する必要があると考えます。自立訓練のうち機能訓練につきましては当市で唯一事業を実施しておりましたあゆみ苑が事業をやめてしまったことから計画通りの実</p>

績にはなりません。就労継続支援A型については、前回計画作成当時の事業所からは事業開始予定のところがなく少なめに見込んでいたところ、福祉事業所以外から事業の開始があり大幅に実績が伸びております。療養介護については、新体系移行最後の年に県外の病院に入院している2名の対象者がそのサービスに移行するとの認識から見込んでいましたが、その病院が施設入所支援へ移行をしたことから実績とは異なっております。居住系サービスにつきましては、施設入所支援が前回計画の予想ほど移行が進まなかったことが実績に反映していると考えられます。

次に資料1. ②地域生活支援事業の見込みと実績量をご覧ください。特に見込量と実績量が大きく違うものについて説明いたします。日常生活用具給付等事業のうち排泄管理支援用具(ストマ)が大きく伸びています。その他の事業のうち日中一時支援事業のタイムケア事業と日中短期入所事業の伸びが顕著になっております。生徒の大幅な増加に伴い今治支援学校新居浜分校が今年度新居浜特別支援学校になりましたが、そのことや経済状況の悪化に伴う中で障がい児の母親についても就労する方が増えたこと、重度肢体不自由児を昨年より浮島小学校で受け入れを始めたことなどが増加の要因と考えられます。

続きまして、資料2福祉避難所に関する事業所調査結果をご覧ください。計画を策定する段階で障がい者や事業所等にアンケート調査を実施しておりますが、今回の東日本大震災による福祉避難所の確保が重視されておりますことから、本市における事業所に対しても福祉避難所としての受入れ状況を確認いたしました。その結果は調査した事業所すべてにおいて何人かの受入れを検討してくれていることが伺えました。受入れる場合の条件等は今後詳細に考える必要があると思いますが、災害時に障がいのある方が周りを気にせず避難できる場所の確保を早急に検討する必要があると思います。

それでは、障がい者計画・障がい福祉計画の骨子案について、お手元の資料に沿って説明させていただきます。資料1ページから2ページまでに計画の基本的な考え方が示されていますのでご覧ください。1番目の計画の策定の趣旨については、第1、2期計画で掲載された内容の他に、計画策定の留意点として昨年12月に公布された整備法や今年8月に公布された改正障害者基本法について掲載予定です。これまでの計画ではこの章の中で計画の理念や基本的な考え方、計画策定体制、計画の点検・評価及び改善についても掲載しておりましたが、今回は、計画の構成を大きくわけて①総論②障がい者計画③障がい福祉計画④計画の進行管理を考えておりますことからそれらの掲載場所を変更しております。まず、計画の理念につい

ては計画の中身に関することから資料 5 ページ、市の障がい者施策のマスタープランである「障がい者計画」の基本的考え方に記載します。計画の推進体制、計画の点検・評価及び改善につきましては、計画全体の進行管理に関することであるため資料 13 ページ④計画の進行管理で掲載します。また、計画の策定体制そのものは計画内容の記載事項と直接関係ないことから、資料 14 ページ資料編の計画の経緯で記載します。

続きまして、資料 2、3 ページにつきましては、これまでと同様に新居浜市の現状について掲載します。ただし、特定疾患認定者数につきましては人数の少ない疾患の場合に個人が特定されてしまうということから今回は病名別ではなく体系別での掲載を予定しております。

続きまして、そのページ 3 章では、これまでと同様に実態調査結果の概要として、アンケート調査及びヒアリング調査、その結果の概要を掲載いたします。

次に、これまでの計画では掲載していなかった新居浜市における障がい者福祉施策の実施状況と課題について掲載いたします。そこでは、市役所関係各課の障がい者福祉施策実施状況を確認しての内容となっております。

資料 4 ページ第 5 章におきまして、第 2 章から 4 章までの実情を踏まえ計画の主要課題と施策の方向性を掲載いたします。

続きまして、5 ページから 8 ページまでは第 2 期障がい者計画の骨子ですのでご覧ください。第 1 期計画では施策ごとに掲載いたしましたが、今回の計画ではライフステージごとの掲載を予定しております。今回変更した理由といたしましては、サービスの提供側ではなくて、障がい者当事者を中心とした視点に立って、暮らしていく障がい者をとらえたときに、ライフステージを大事にした計画の方が、乳幼児から高齢者までの障がい者の地域生活をイメージしやすいこと。また、人が暮らしていく上ではいろんな節目節目で大きな生活の変化がありますが、例えば就学したり、就職したり、退職するような場面を含め、どのライフステージ、どの人生の場面に立ったとしても、障がいがあるから何かが困るということではなくて、その時にはきちんとそれぞれ対応できるような計画とするため障がい者のライフステージ別政策体系としてあります。さらに改正障害者基本法の前提として、障がい者の個人の能力とただけに着目するのではなく、社会的な支援があれば障がい者の生活課題等が解決するのではないかという「社会モデル」の視点に立って、ハード・ソフト両面の環境を適切に整備していく考え方があります。こうした考え方を具体的な施策に展開できるように、8 ページ「協働による地域の自立環境づくり」の項を設けてあります。

	<p>また、前回までの体系と変えることによる整合性をどうするのかということに関しましては、「取り組み」レベルでの整合性を考えています。「取り組み」レベルで、ライフステージ別に位置付け直します。全ライフステージに共通の「取り組み」は8ページ「協働による地域の自立環境づくり」の項で位置づけます。</p> <p>続きまして資料9ページから12ページまでの第3期障がい福祉計画につきましては前計画に沿った内容の掲載となっており、資料13ページは計画を進めていくため体制等について、14ページは資料編を掲載する予定としております。</p> <p>以上、資料に沿って障がい者計画・障がい福祉計画の骨子案について説明いたしました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から報告がありましたが、この件について何か質問や意見はございませんか。</p>
委員	<p>今後の計画策定スケジュールはどの様になっていますか。</p>
事務局	<p>来月中には素案を作成し、自立支援協議会にて内容確認・訂正を行い、12月末までに計画案を作成します。その後、市議会に対して説明を行い、来年1月に市民意見公募のためパブリックコメントを予定しております。</p>
委員	<p>骨子案の第1部「総論」の第2章「新居浜市の現状」にて「障がい者等の現状」が述べられていますが、そこに分析結果を載せた方がライフステージ別政策体系と整合性が取れると思いますので、検討をお願いします。</p>
議長	<p>それでは続きまして、協議題（2）その他について、事務局より何かありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局より自立支援協議会事務局会議の進捗状況について説明させていただきます。</p> <p>事務局会議につきましては現在、新居浜市地域福祉課、新居浜市社会福祉協議会、市委託相談支援6事業所及び障害者就業・生活支援センターエールが参加し開催しております。昨年度は4回開催し、愛媛県地域自立支援協議会運営強化事業にて島根県出雲市及び滋賀県甲賀市・湖南省へ先進地研修を行いました。今年度は2カ月に1回、計3回開催されており、年</p>

	<p>度内に相談支援事業所からの相談支援報告様式の統一を図り、情報共有及び地域課題の抽出・解決を進めるため協議を行っています。なお、事務局会議を挟んだ隔月で相談支援事業所による連絡会が行われており、今後は自立支援協議会における専門部会化を検討予定です。</p> <p>続きまして、平成23年度生活のしづらさなどに関する調査について説明いたします。全国約4,500地区を対象とした調査であり、新居浜市においては4地区が対象となっております。対象者は、在宅の障がい者及び長引く病気・けが等により生活のしづらさを感じている方です。調査の実施日は、12月1日から1週間程度を予定しております。調査方法は、新居浜市から委託した調査員が対象地区内を個別訪問し、対象者に対し調査票を配布後、郵送にて調査票を回収します。</p>
議長	事務局からの説明について、何か質問や意見はございませんか。
委員	生活のしづらさなどに関する調査について、調査員の方は何名ですか。また、対象地区内における対象者数は把握していますか。
事務局	調査員の方は4名を予定しております。対象者数については、障がい者以外の方も含まれるため、実際に調査を行った後でなければ分かりません。なお今回の調査は、国における今後の法律改正のための基礎調査との位置づけとなっています。
議長	<p>それでは、予定いたしました議題は、すべて終了いたしました。これを持ちまして、本日の自立支援協議会を終了いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
	以 上